

令和7年度 部 活 動 基 本 方 針

土浦市立土浦第五中学校
(小中一貫校)

1. 目 的

- 共通の趣味や関心を求めて集団生活を行う中で、友情・親和・協調等の精神や自主的・自立的な生活態度を養う。
- 生徒を中心とした自治的活動を進める中で、強固な精神や身体を育成するとともに、考える力を育てる。
- 集団の一員として、規律を守り、礼儀正しい態度を養う。

2. 運営の基本的な構え

- 「部活動は人づくり」との基本理念をもち、「よき選手の前によき生徒であれ」を念頭に指導する。
- 「部活動は学校教育、生徒指導の一貫」として、人間形成に主眼を置いて指導にあたる。
- 定められた時間の中で、効率的な活動ができるよう実施する。また、技術指導に偏らず、基本的な生活習慣や礼儀、態度についての指導を重視する。
- 教師と生徒、生徒同士の人間関係を重視する。
- 個々の生徒を尊重し、結果だけでなく、活動の過程を大切にする指導を心がける。
- 学習との両立を考えて、学業指導についても十分配慮する。
- 健康安全、事故防止に万全を期する。
- 文書、電話連絡等を通して、保護者への連絡を密に行い、協力してよりよい部活動運営に努める。

3. 具体的な運営について

- 活動の際は、活動場所に顧問がいることを原則とする。
- 効率的・自主的な練習ができるよう十分指導していく。
- 活動時間、完全下校時刻を厳守する。
- 対外試合の実施・大会参加は、日時・場所等について事前に学校長の承認を得て、保護者に通知する。また、移動については、公的な交通手段を利用するか、現地集合・現地解散を原則とする。
- 通常の練習は、原則として学校内とする。
- 生徒がけがをした場合は、保護者に連絡をとり、医療機関での診察など、適切に対応し、管理職への報告をする。
- 活動においては、適時、休養を入れ、心身ともに健康で活力ある活動ができるように配慮する。
- 各部は毎月の活動計画を作成し、ホームページへの掲載及び文書で、保護者に配付する。加えて、活動実績を作成し、ホームページへの掲載をし、公表する。
- 1日の活動時間（準備、片付け、休憩、移動時間等を含まない）は、平日2時間、休日3時間を上限とし、1週間あたりの活動時間は11時間を上限とする。ただし、練習試合や大会等の当日は除く。

○ 休養日の設定について

- ① 原則、土曜日・日曜日（以下週末）のどちらかを休養日とする。
 - ② 大会等で週末の両日ともに活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。
- ※ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後 1 ヶ月以内に控えている場合に限り、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることができる。

①週初日・木曜日 ②定期テスト 3 日前 ③学校長が定める日は、部活動休養日とする。

- 学校の部活動として通常設置していない駅伝大会や陸上競技大会などには、朝の活動を行うことができる。ただし、保護者からの同意および校長の承認を得てから行うことができる。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1 日の活動時間の範囲内で実施するようにする。
- 各部活動が参加する大会等の上限を、12 大会程度（総合体育大会・新人体育大会は除く）とする。
- 活動は顧問教師とともに活動計画をしっかりと立て、危険や無理のないように行う。
- 活動中の水分補給に関しては、水筒やスクイズボトル等に入れて飲む。缶、ペットボトルからは直接飲まない。
- 弁当持参の場合は、顧問教師の指示に従い、まとめて食べる。また、菓子類、ビン、缶は持ってこないこと。
- 長期休業中における部活動は、休養日を十分に設けた日数を設定する。
- 長期休業中の活動は、開始・終了時に日直教師に必ず連絡すること。
- 部室の使用は、関係部員の更衣だけとする。部員は常に戸締まり、整理整頓の管理を行い、清潔に保つこと。
- 下校時刻等を守れない部は部活動停止になる場合がある。
- 荷物は活動場所で保管する。また、休日の部活動において、かばんは通常の学校生活で使っているものを用いることを基本とする。
- 活動時の服装は、体操着又はチーム統一の練習着（ユニフォーム）とする。
- 感染症対策や熱中症対策については、県や県南・市の指針に準じて対応にあたるものとする。